

（株）光流園静山荘との損害賠償等請求訴訟について

標記の訴訟につきまして、令和 5 年 7 月 21 日、民事訴訟法第 71 条に基づく訴訟費用額の確定手続を行わないことを（株）光流園静山荘（原告）と確認したことから、訴訟に要した費用が確定いたしましたので、ご報告いたします。

1. 損害賠償額等（令和 4 年 12 月 20 日支払済）

- ・ 損害賠償額 12,694,773 円
 - ・ 遅延損害金 6,357,842 円
- 合計 19,052,615 円

2. 弁護士費用（令和 5 年 1 月 31 日支払済）

- ・ 弁護士費用 7,040,546 円
- 合計 7,040,546 円

3. 訴訟費用額について（令和 5 年 7 月 21 日確認）

- ・ 原告は、民事訴訟法第 71 条に基づく訴訟費用額の確定手続を行わず、宇治市に訴訟費用額は請求しないことを確認

以上